

しろくまだより



- 温暖化で絶滅の危機『しろくま』を救え in やつしろし -

編集/発行 2025.9.19 八代市環境課 TEL33-4114

《今回の記事》

- ・八代市環境センター（エコイトやつしろ）
搬入手数料の免除の終了について
- ・災害廃棄物と生活ごみの違いを知っておきましょう
- ・災害時の環境衛生を守るために

これまでの「しろくまだより」は市ホームページでご覧いただけます



しろくまだより



サイト内検索に入力↑

QRコードを読み取り↑

環境センター（エコイトやつしろ）搬入手数料の免除の終了について

令和7年8月10日からの大雨で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

今回の大雨で被害を受けられ、り災証明または被災証明を申請された方については、災害ごみを環境センターへ持ち込まれた際の搬入手数料を免除しております。

※持ち込める品目は、環境センター（エコイトやつしろ）で受け入れている品目に限ります。

免除対象の期間は、**9月30日（火）までとなっております。**

ただし、り災証明書をお持ちの方で、やむを得ない理由により9月中に搬入できなかった方につきましては、ご相談ください。

品物	搬入基準
布団類・絨毯類・マット類・ マットレス【スプリング無】	1日 合計5枚 まで（50cm四方以下の広さに裁断されたものはこの数に含みません。） 例：布団類、毛布、絨毯、電気カーペット、電気毛布、藤・畳製カーペット、台所マット、バスマット、寝ござ 等
ソファベッド・マットレス 【スプリング入】	1日 合計5個 まで 【注意】重量料金（150円/10kg）に加え、1個ごとに別途手数料（2,000円/個）が必要です。
畳・ござ【長尺】	50cm四方以下 の広さに裁断されたものに限ります。 【注意】畳縁も50cm以下の長さに切断してください。
流し台・洗面台	1日 1個 まで（自身で取替えた流し台、洗面台に限ります。） 【注意】鏡、金属、陶器、配線、木製部分、プラスチック部分に分別してください。 配管（塩ビ管など）は引き取ることができません。
草（刈草）	【注意】透明又は半透明の中身が確認できる袋に入れて持ち込んでください。 泥を落とし、出来るだけ乾燥させてください。
剪定くず	基本的には、次の民間業者を利用されることをお勧めします。 八代ソイル【TEL35-9100】 直径10cm以内、長さ1.5m以内 ※広がった枝部分は切断すること 株式会社南栄【TEL37-3822】 長さ2m以内 株式会社津田【TEL37-1871】 大きさ制限なし、根株受入れ可、果実は取り除くこと 環境センター持込みの基準 太さ5cm、長さ50cm以下 に切断してください。 【注意】透明又は半透明の中身が確認できる袋に入れて持ち込んでください。
便座・温水洗浄便座	1日 1個 まで（自身で取替えた便座又は温水洗浄便座に限ります。） 【注意】陶器部分は引き取れません。
木くず（板切れ）	板状のもの 広さ：50cm四方、厚さ：3cm以下 に切断されたものに限ります。 角材状のもの 長さ：50cm、太さ：3cm角以下 に切断されたものに限ります。 【注意】一般家庭の日曜大工で出たものに限ります。
蛍光管（蛍光灯） 電球	1日 合計20本 まで（一般家庭で使用された蛍光管、電球に限ります。） 例：直管、サークル蛍光灯、電球、LED蛍光灯・電球 【注意】直管は40Wまで
家具、木製品等 （竹、籐製品含む）	1日 合計5個（枠） まで（50cm四方以下の広さに切断されたものはこの数に含みません。） 例：テーブル、椅子、応接台、タンス、食器棚、本棚、化粧台（ドレッサー）、ベッド、ソファ、マッサージチェア、 ウッドカーテン、ラティス、すだれ、よしず 等 【注意】ガラス、鏡、ベッドのマットレス等は取外して持ち込んでください。
オイルヒーター	1日 1個 まで（コード部分は根元から切ってください。）

災害廃棄物と生活ごみの違いを知っておきましょう

災害が発生すると、日常の生活ごみとは異なる「災害廃棄物」が大量に発生します。これらを迅速かつ適切に処理するためには、「生活ごみ」との区別や、排出方法について理解することが大切です。

災害により災害廃棄物が大量に発生した場合、市は災害廃棄物仮置場を開設し、災害廃棄物と呼ばれる被災した家財や自宅敷地内に入り込んだごみや土砂などの受入を行います。

一方、生活ごみは、普段通りの燃えるごみや資源ごみとしての排出になりますが、収集車両の安全な運行が確認されるまでは、ご自宅での一時的な保管をお願いします。市の案内に沿って搬出してください。



【お問合せ先】循環社会推進課 TEL34-1997

災害時の環境衛生を守るために

令和7年8月10日からの大雨を受けて、環境課では、災害後の感染症の発生を防ぐ等、環境衛生を守るために、消毒液を配布しております。今回は「消毒液を使用する際の注意点」、「なぜ消毒液だったのか」の2つをご紹介します。

○消毒液を使用する際の注意点

- 消毒液を使う際には、長袖、長ズボン、ゴム手袋などを着用し、必要に応じメガネやマスクを着用するなど、皮膚や目に直接、薬剤がかからないように注意してください。
- 皮膚に薬剤が付いた場合には、大量の水と石けんでよく洗い流してください。目に入った場合は、水で15分以上洗い流し、医師の診察を受けてください。
- 消毒液を使用する際には、注意事項を確認したうえで使用してください。また、消毒液の保管には十分な注意をお願いします。



○なぜ消毒液だったのか

以前の水害後には「消石灰（水酸化カルシウム）」をまいて消毒する方法がよく使われていました。ところが――

- 水と反応し、発熱。この際、可燃物を発火させるに十分な熱を発生することがありますので、水との接触は避ける必要がある
- 皮膚、口、呼吸器等を刺激し、炎症を起こしたり、目に対して腐食性があり失明の恐れがある

といった扱いの難しさがありました。

そこで、今回配布したのが「消毒液」。家庭で使いやすく、屋内外を問わず安全で、少量でも効果を発揮するものになります。



【お問合せ先】環境課 TEL33-4114

“広げよう！エコ8(エイト)行動”

＜環境行動6＞“節水”に取り組みます。

- 歯磨きや洗顔、炊事の際には水を出しっぱなしにしないようにしましょう。
- 洗濯物のまとめ洗いや、お風呂の水の再利用を心がけましょう。